

施機関の職員として在籍していた事実は認められなかった。

実施機関においては、職員の人事に係る事務の中で、本件法人を含む法人等が採用する職員の保有個人情報、その人事及び経理に関するものを含め作成又は取得すべきとする規程はなく、本件保有個人情報は実際に作成も取得もされていない。

3 審査請求人の審査請求の理由について

審査請求人は、審査請求の理由として、公の施設の管理監督事務、出資法人に対する監査事務、名古屋市職員の管理監督事務等に基づき、実施機関は請求の対象となる保有個人情報を保有していると考えられるとした。

(1) 公の施設の管理に係る事務について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の規定により、普通地方公共団体は住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設を設けるものとされている。しかしながら、実施機関は地方独立行政法人であり、自治法第1条の3第2項に規定されている普通地方公共団体には含まれないため、公の施設の管理監督業務を行っておらず、公の施設の管理監督業務に関する保有個人情報は保有していない。

(2) 出資法人に対する監査事務について

自治法第221条第3項に規定される出資法人等（本市の地方独立行政法人を除く。以下同じ。）は、名古屋市情報公開条例（平成12年条例第65号）第37条の規定に基づく出資法人等の情報公開の推進に関する要綱の中で、当該出資法人等の役員名簿をはじめとする資料を、当該出資法人等を所管する課等の長に提出することとされている。しかしながら、実施機関は地方独立行政法人であり、自治法第1条の3第2項に規定されている普通地方公共団体には含まれないため、出資法人に対する監督事務を行っておらず、出資法人に対する監督事務に関する保有個人情報は保有していない。

(3) 名古屋市職員の管理監督事務について

実施機関の所掌事務となる職員の管理監督事務とは、実施機関が採用する職員及び名古屋市から実施機関に派遣された職員の管理監督事務を指し、実施機関に派遣されていない名古屋市職員の管理監督に係る事項は含まれない。実施機関において確認したところ、開示請求日までの間で審査請求人が実施機関の職員として在籍していた事実は認められなかったため、請求の対象となる保有個人情報は保有していない。

第5 審議会の判断

1 争点

実施機関が本件保有個人情報をも存在とした本件処分の妥当性が争点となっている。

2 法の趣旨等

法の目的は、第 1条に規定しているように個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この法の原則開示の理念に立って、法を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件保有個人情報について

(1) 本件保有個人情報は、〇〇年〇月〇日に本件法人を、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇した罪で懲戒免職された本人に関する情報である。

本件法人は名古屋市の公の施設の管理を行わせる指定管理者であり、名古屋市の出資する法人である。

(2) 実施機関が、本件保有個人情報を保有することが想定される所掌事務は、職員の人事に係る事務である。なお、審査請求人が実施機関の職員として在籍していた事実は認められなかった。

4 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人は、本件保有個人情報について公の施設の管理監督事務、出資法人の監査事務、名古屋市職員の管理監督事務等により当然に取得済みであるため本件保有個人情報があるはずと主張しているため、この点について判断する。

(2) 実施機関は、審査請求人の主張に対し、以下のとおり説明している。

ア 実施機関が、本件保有個人情報を保有することが想定される所掌事務である職員の人事に係る事務において、本件保有個人情報を作成又は取得すべきとする規程はない。

イ 実施機関は、地方独立行政法人であり、公の施設の管理監督事務及び出資法人に対する監督事務を行っていない。

ウ 上記ア及びイにより、実施機関は本件保有個人情報を保有していない。

(3) 上記 (2) の実施機関の主張について、審査請求人は具体的に何も主張し

ていないほか、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

(4) 以上を踏まえると、本件保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

5 したがって、本件保有個人情報は不存在であることを理由として行った実施機関の不開示決定は妥当であると言える。

6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 5年11月22日	本件審査請求に係る諮問書の受理
令和 6年 3月28日	本件審査請求に係る弁明書の受理
令和 6年 4月25日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
令和 6年11月15日 (令和 6年度第 8回)	調査審議
令和 6年12月20日 (令和 6年度第 9回)	調査審議
令和 7年 1月24日	答申